

【防災・防犯・町民生活】



安全・安心なまち



## 自然災害への対策 〈防災・減災・治山治水〉

自然災害から町民の命と財産を守るために、防災体制の充実を図ります



### ■現状と課題

近年、大規模な地震や集中豪雨、台風などの自然災害が頻発し、多くの人命や財産が失われています。本町においても、平成22(2010)年の台風9号、令和元(2019)年の台風19号による豪雨や、平成26(2014)年の大雪により甚大な被害が発生しました。また、町内では、最も被害が甚大と予想されている相模トラフ沿いで発生する地震や広域被災が予想される南海トラフ等の巨大地震、富士山火山災害など大規模災害の発生が懸念されています。さらに、山北～小山～御殿場に至る間で、活断層である「塩沢断層帯」も確認されています。

よって、町では避難施設や防災拠点といった防災インフラの整備や備蓄品の確保など、防災対策の推進に力を入れていきます。同時に、災害による被害を最小限にするための減災対策も重要であるため、家具転倒防止器具の設置など、各家庭でできる減災対策の促進に努めます。

また、災害時要配慮者、いわゆる災害弱者の支援を前提とした情報共有や避難訓練の実施など、自助・共助を中心とした地域防災力の向上を図ります。

### ■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合	52%	60%以上	町民意識調査
1人以上の防災士を配置する行政区数	32区	40区	—
地域防災訓練参加率	34.9% (R1/H31)	40%	町民全体に対する訓練参加者の割合

### ■施策の方向（主な取組）

#### (1) 防災体制の充実

##### ①地域防災計画の見直し・充実

町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するため、地域防災計画を定期的に見直して、さらなる充実を図っていきます。

##### ②防災に関する人材の育成

自主防災組織や社会福祉協議会と連携し災害ボランティアコーディネーターなど人材の育成を図ります。

##### ③資機材の更新・整備

災害時に必要な資機材の更新・整備を行います。

##### ④安心して利用できる避難所開設への備え

災害時、高齢者・乳幼児・女性等、誰もが安心して利用できるような避難所の環境を整えるとともに、感染症対策等、衛生面にも配慮した避難所の開設ができるよう備えます。

### ⑤防災・減災意識の啓発

町民等が、「自らの命は自ら守る＝“自助”」と、「自分たちのまちは自分たちで守る＝“共助”」を実現・実践できるように、各種防災訓練や広報活動を通じて、普段から災害に対する備えをしてもらえるよう、防災・減災意識の啓発を行います。

### ⑥自主防災組織における個別計画等の作成支援

災害時に特に配慮を要する災害時要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を適切に行い、要支援者の安全・安心対策の充実を図るとともに、「自助」・「共助」の効果的な展開のために、自主防災組織における個別計画等の作成を支援します。

### ⑦外部機関、事業所等との協定締結による連携強化

食料や避難場所、輸送能力の確保、要配慮者への支援など、防災・災害対策を補強する観点から、さらなる広域にわたる外部機関、事業所等との協定締結を進めます。

### ⑧ハザードマップの周知徹底

ハザードマップを町民へ配布し周知徹底するなど、災害に関するリスク情報を共有し、防災力の向上を図ります。

## (2) 自然災害への対策

### ①大規模自然災害に強い地域づくり

国土強靱化地域計画<sup>\*</sup>に基づき、地震など大規模自然災害に強い地域をつくります。

### ②治山治水対策の推進

災害に強い森林づくりを進めるとともに、適切な土地利用指導により地下水涵養機能を維持するなど治山治水対策を推進します。また、平成 22（2010）年の台風 9 号により大規模な被害を受けた須走・北郷地区の山林において実施されている民有林直轄治山事業について、事業継続及び早期完了を国・県へ要望します。さらに、近年増加傾向にある台風等による大規模な自然災害の対策事業についても国・県に要望します。

### ③土砂災害防止対策の推進

急傾斜地及び土石流発生危険箇所における土砂災害防止対策を推進します。

### ④災害防止条例の制定

近年増加傾向にある大規模災害等に備えるため、災害防止に関する条例について研究・検討します。

## (3) 防災インフラの整備

### ①主要交通路等の整備と避難施設の充実

主要交通路等の整備を進めるとともに、指定避難所などの避難施設を充実します。

### ②公共施設の耐震化と民間施設の耐震化の促進

公共施設の個別施設計画に基づき、さらなる耐震化を図るとともに、民間の建物については、引き続き耐震に関する補助を行い、耐震化の促進を図ります。

### ③防災拠点の充実・強化

防災拠点として指定した道の駅の充実・強化のため、マンホールトイレや備蓄倉庫の設置、情報伝達機能の充実を含めた駐車場の拡大について、引き続き国に要望していきます。

### ④再生可能エネルギーの活用体制づくり

再生可能エネルギーを災害・非常時の対応に活用できるような体制づくりを引き続き推進します。

### 町民・事業者の主な協働イメージ

- 有事の際に備え、地域防災訓練等に進んで参加します。
- ハザードマップにより災害リスクを把握し、早期避難に努めます。
- いざという時に円滑に避難できるよう、避難場所、避難経路の確認を行います。
- 地震等に備え、家具転倒防止器具の設置など、各家庭でできる減災対策を行います。

### 用語解説

<sup>\*</sup>国土強靱化地域計画：

どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画。国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく。

1-2

## 危機管理体制の強化 〈危機管理・感染症対策〉

多様な危機事象に対応した危機管理体制の構築と対策の強化に努めます

仕事

ひと

少子化

安心・地域



### ■現状と課題

頻発化、激甚化する自然災害のみならず、テロ、環境汚染、新たな感染症等の流行とそれに伴う経済危機など、あらゆる危機事象から町民の命と暮らしを守るために、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の構築が喫緊の課題となっています。

町では、それぞれの危機に対応するために個別の計画を策定し、事前対策、応急対策、事後対策に努めます。また、危機発生時は、国や県、関係機関と緊密に連携しながら、基礎自治体として柔軟に対応し、経済活動を含め、迅速かつ地域の実状に合わせた柔軟な対応を行います。

新型コロナウイルスを含む新型インフルエンザ等の感染症対策については、住民への情報提供や関係者、関係機関との情報共有及び連携を図り、感染拡大防止に努めていくとともに、町内での発生に備えた準備体制を整えます。また、風評被害を抑制し、住民のパニック防止に努めます。

### ■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
備蓄食料の充足率	67.1%	100%	想定避難住民 9,601 人×3 食×3 日分の備蓄食料の充足率
出前講座の実施回数	14回	20回	防災・減災に関する出前講座の回数
「町民が手洗いや咳エチケット(マスクの着用等)などの感染予防に自主的に取り組んでいる」と回答する町民の割合	79%	90%以上	町民意識調査

### ■施策の方向（主な取組）

#### (1) 危機管理の充実

##### ① 庁内の危機管理体制の充実・強化

庁内の危機管理組織において、危機管理体制の継続的な見直しを行い、充実・強化を図ります。

##### ② 情報発信による危機管理体制の充実・強化

全国瞬時警報システム（Jアラート）やデジタル行政無線の効率的な運用、及びメール機能を利用した適時・適切な情報発信などにより、危機管理体制の充実・強化を図ります。また、防災行政無線のデジタル化により、デジタル戸別受信機を各世帯に配布します。

### ③各種防災関連計画の見直しと推進

町の「国土強靱化地域計画」、「地域防災計画」、「水防計画」、「国民保護計画」、「業務継続計画」、「地震対策アクションプログラム」、「富士山噴火に対する避難計画」の計画内容を町民に周知するとともに、各種訓練を通して課題点を洗い出し、その結果を各計画に反映（P D C A<sup>\*</sup>）させていきます。また、住民参加による地区防災計画の策定を通して、防災意識の高揚に努めます。

### ④関係機関の連携と住民に対する普及啓発

医療救護計画や災害時健康支援マニュアルを見直し、適切な活動が展開できるよう関係機関相互の連携を図るとともに、医療従事者等の研修や訓練、及び住民に対する医療救護体制の周知や応急手当等の普及啓発を図っていきます。

### ⑤災害時医療救護対策の推進

災害に備え、医療救護関係資機材の点検、補充及び充実に努めます。

## (2) 感染症対策の強化

### ①対策本部体制の確立

感染症の町内発生及び発生の恐れがある場合に適切かつ迅速に対応するため、対策本部を設置し、発生段階に応じた情報収集及び対策を講じます。

### ②感染症への備え

衛生材料の調達、備蓄をします。町民には、適切な感染防止策の啓発を行い、感染拡大防止と不安解消に努めます。

### ③迅速な経済支援

町独自の施策として、資金繰り支援や給付金の交付、相談窓口の開設など、柔軟かつ迅速な経済支援を行い、町民が生活困窮に陥らないよう対応します。

### ④社会生活の維持

町民の生命・健康を支えている医療機関や介護施設等の機能維持及び施設内感染防止のため、医療・福祉（介護）事業所や関係機関とのネットワークを強化し、不断の感染防止対策を促すとともに、地域の感染状況に応じた各種支援や助成を行います。

### 町民・事業者の主な協働イメージ

- 日頃より、マスク着用、手洗い、三密対策など基本的な感染予防行動を徹底します。
- 感染症が発生した場合は、不要不急の外出を控えるなど、一人ひとりが自覚を持った行動をします。
- 不正確な情報や流言飛語に惑わされないよう、冷静な行動に努めます。
- 民間企業は、国・県・町の休業要請に協力します。

### 用語解説

※P D C A :

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

1-3

## 消防・救護対策の推進 〈消防・救護〉

町民と消防機関等が連携し、自助・共助・公助で消防・救護体制の充実を図ります

仕事 ひと 少子化 安心・地域



### ■現状と課題

町では、消防署・消防団との連携のもと、一般住宅や高齢者宅を訪問し、地域に密着した防火指導を継続して実施することで、火災の発生予防や災害による被害拡大の防止に取り組んでいます。しかし、地域防災の要となる消防団が、町内外で目覚ましい活躍を見せる一方、消防団員の数は減少傾向にあり、団員確保は喫緊の課題となっています。

また、多種多様化する災害に対応するため救助能力向上資機材の配備を進めていることから、団員が専門的な知識と技術を習得するための教育にも力を入れ、地域防災力の強化に努めます。

### ■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「消防・救護体制が整っている」と回答する町民の割合	66%	80%以上	町民意識調査
消防団員の確保	92%	100%	近年、減少傾向にある地域の防災力量といわれる消防団員数の充足率
消防水利の維持管理	67.3%	73.5%	消火活動で使用する水利の充足率 (目標値は全国平均値)

### ■施策の方向（主な取組）

#### (1) 消防団員の活躍による町民の防火意識の高揚

##### ①消防団員の育成、確保

地域防災に寄与する消防団員の確保に努めます。また、女性消防団員の確保を促進します。

##### ②安全装備品及び資機材の整備

消防団員が災害出動時に迅速な活動体制を確保できるよう、安全装備品や資機材の整備を行います。

##### ③防災教育の充実と防災意識の醸成

町内の子ども達に、防火パレードや地域防災訓練への参加の機会を与え、幼少年期からの防火教育の充実を図ります。また、消防団員による火災予防・地域防災に関する広報啓発活動・高齢者単独世帯防火訪問診断等を実施し、町民の防災意識の醸成を図ります。

##### ④町民の人材育成

防災訓練などにおける救急講習等を推進し、いざという時に行動できる町民の人材育成に努めます。

##### ⑤消防団員の教育訓練や研修の実施

消防団員の災害活動に対する知識をさらに高めるため、消防学校教育や研修を定期的実施します。

##### ⑥消防団員の福利厚生、補償の確保

現役消防団員の福利厚生の充実や、退職消防団員の補償を確保します。



## (2) 消防団消防施設の維持管理

### ①消防ポンプ車と消防団車庫の更新

消防ポンプ車と消防団車庫の更新について検討を行い、定期的な更新を図ります。

### ②備品点検及び修繕

消防団消防施設の適正な管理を推進するため、毎年度備品点検や必要に応じた修繕を行います。

## (3) 消防水利の維持管理

### ①消防水利の点検

町内の消火栓等の消防水利について、日頃から作動状況等の点検を実施し有事に備えるとともに、不備があるものについては計画的な修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

### ②消防水利充足率の向上

防火水槽等の新設、及び土地利用事業に伴う消防水利等の適切な指導により、充足率の向上に努めます。

## (4) 小山消防署の建替計画の推進

### ①小山消防署の建替計画の推進

消防自動車等緊急車両の大型化や職員数の増加に対応するため、さらに、消防・救急、及び様々な災害に迅速かつ適切に対応できるようにするため、老朽化した小山消防署（消防庁舎）の建替計画を推進します。

#### 町民・事業者の主な協働イメージ

- 火災に備え、日頃から各家庭や事業所などでできる防火対策に取り組みます。
- 救急車の適正利用に取り組みます。
- 救命救急の講習会等に参加します。

# 第1章 安全・安心なまち【防災・防犯・町民生活】

1-4

## 交通事故・犯罪のないまちづくり〈交通安全・防犯・消費生活〉

町民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを展開することを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



### ■現状と課題

近年、我が国の交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、事故発生件数に占める高齢運転者による事故割合は年々増加しており、社会問題となっています。

また、空き家等の増加による地域の安全性の低下も懸念されています。

そのため、町では防犯カメラや防犯灯、道路標識の設置等のハード面の整備に加え、地域住民と連携した防犯体制の充実、防犯情報の提供、交通安全運動による啓発活動など、ソフト面の充実を図っていきます。

さらに、日常生活においても、振り込め詐欺や悪質商法、フィッシング詐欺などインターネットやスマートフォンを使った被害やトラブルなど、誰もが巻き込まれる可能性のある犯罪が増えています。情報化社会の進展が急速に進む中、情報リテラシーの向上と安全性の確保は急務となっています。

また、インターネットやアプリ、SNSを利用した個人間取引市場の拡大に伴いトラブルも増加しており、ゲームへの過度の課金など、青少年がトラブルに巻き込まれるケースも少なくありません。

町民一人ひとりが自立した消費者として、安全で豊かな消費生活を営むために、消費者教育の推進を図ります。

### ■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活ができる」と回答する町民の割合	80%	90%以上	町民意識調査
刑法犯罪発生件数	47件	30件	町内の刑法犯罪発生(認知)件数
高齢ドライバー免許証自主返納数	79件	90件	65歳以上の方の免許証自主返納数
「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合	77%	90%以上	町民意識調査



## ■施策の方向（主な取組）

### (1) 地域住民との連携

#### ①協働による安全対策の推進

小山町生活安全のまちづくり推進協議会において安全な生活に関する調査と審議を行うとともに、各種団体と協働で安全対策を推進します。

#### ②町民総ぐるみによる暴力のない安全なまちの実現

御殿場市・小山町暴力追放推進協議会の活動を支援し、安全・安心大会などの活動を通じて、町民総ぐるみによる暴力のない安全なまちの実現に取り組みます。

#### ③空き家、空き地の適正管理の指導

管理されていない空き家、空き地などの所有者に対して、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止に向けた適正管理を指導します。

### (2) 情報提供

#### ①交通安全や特殊詐欺情報の発信

広報紙・無線放送等の活用による交通安全の啓発や特殊詐欺情報の発信を行います。

#### ②警察との連携

警察が配信する防犯情報メールを活用し、不審者情報など迅速な情報発信に努めます。

### (3) 交通安全・防犯意識の高揚

#### ①交通安全意識の向上

交通安全運動を通じ、幼児期から高齢者の各層に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、交通指導員や地域交通安全協会員などと連携して街頭等における直接指導を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

#### ②高齢者を対象とした交通安全啓発

65歳以上の高齢ドライバーによる交通事故発生率は、全年齢層と比較して高い水準を占めていることから、安全運転指導と事故防止の啓発活動に取り組みます。

#### ③特殊詐欺等被害防止対策の促進

特殊詐欺等の被害防止のための啓発活動を推進するとともに、特殊詐欺等被害防止機器等の普及に努め、防犯意識の高揚を図ります。

### (4) 交通安全・防犯環境の整備

#### ①道路及び交通安全施設の整備

地域の実情に対応した交差点の改良や歩道の整備、道路標識やカーブミラーなどの交通安全施設の設置など、高齢者、障がいのある人などの通行にも配慮した道路整備を推進します。

#### ②高齢ドライバーの交通事故防止対策の推進

高齢ドライバーの交通事故発生時における被害の軽減を図るため、急発進抑制装置等の普及を推進します。

#### ③免許証自主返納高齢者の利便性向上に係る制度等の構築

高齢者の免許証自主返納を促進するとともに、返納後の交通利便性の向上に取り組みます。

#### ④防犯カメラの設置による犯罪の未然防止

防犯カメラの適正な維持管理と効果的な運用を図り、犯罪の未然防止に努めます。

#### ⑤防犯灯設置の促進

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者等の安全な通行を確保するため、防犯灯の設置を促進します。

# 第1章 安全・安心なまち【防災・防犯・町民生活】

## (5) 交通事故、犯罪被害者支援の充実

### ① 事故負傷者への支援の推進

駿東地区交通災害共済組合への加入促進により、交通事故負傷者への支援を推進します。

### ② 犯罪被害者等支援の充実

警察や静岡県犯罪被害者支援センター及び庁内関係各課と連携し、犯罪被害者支援の充実を図ります。

## (6) 相談業務の充実

### ① 総合相談の連携体制の強化

総合相談と他の機関が行う各種相談業務等との連携を強化し、充実を図ります。

## (7) 消費者の自立支援と被害防止のための啓発活動

### ① 消費生活相談体制の強化

消費生活相談員の育成とスキルアップを図るとともに、消費生活センターの認知度向上と機能強化に努めます。

### ② 消費者教育推進計画の推進

消費者市民社会<sup>※</sup>の形成を目指すため、消費者教育推進地域協議会を中心として関係団体との連携を図り、消費者教育推進計画を推進します。

### ③ 消費者被害防止のための効果的な情報の提供

消費者問題が発生した際に無線放送による迅速な注意喚起を行うほか、啓発パンフレットの配布、広報紙や講座で悪質商法等の手口などの情報提供を行うなど、消費者被害防止のための啓発活動を推進します。

### 町民・事業者の主な協働イメージ

- 交通ルールを守り交通事故の抑制に取り組みます。
- 登下校の見守りやあいさつ運動など、地域で子どもを育てます。
- 消費者一人ひとりが自己責任の考え方に立って、自主的で合理的な消費行動のできる「主体性のある消費者」についての情報提供と自己啓発に取り組みます。

### 用語解説

※消費者市民社会：

消費者一人ひとりの消費行動が、社会経済だけでなく地球環境にも影響を与えることを自覚することにより、持続可能で誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組む社会。